

貸金債権の支払督促による保証債務の 消滅時効の中断

—最二判平成29年3月13日 裁判集民255号43頁—

上河内 千香子

[事実の概要]

X（被上诉人）は、平成4年4月21日、Aに対し、7億円を貸し付けた。平成6年8月18日、XとY（上诉人）との間において債務弁済契約公正証書（以下「本件公正証書」という）が作成されたが、本件公正証書には、Yが同年7月29日にXから借り受けた1億1000万円を、同年9月20日を初回、平成7年10月20日を最終回として、1000万円ずつ11回にわたって分割弁済すること、Yがその支払を遅滞した場合には、期限の利益を喪失することなどが記載されていた。もっとも、本件公正証書は、その作成当時に、Aが上記の7億円の貸付けに係る債務の弁済を遅滞していたことから、YがXに対しAの上記債務について1億1000万円限度で連帯保証する趣旨で作成されたものであった（以下、この保証に係る契約を「本件保証契約」という）。

Xは、平成16年9月1日までに、Yに対し、XがYに対して貸し付けた1億1000万円のうち1億950万円の支払を求める旨の支払督促の申立てを行い、この申立てに係る支払督促（以下、「本件支払督促」という）は、Yに送達された。その後、Xは、本件支払督促について、民訴法392条所定の期間内に仮執行の宣言の申立てを行い、仮執行の宣言を付した支払督促は同年12月27日の経過により確定した。

以上のような経緯のもとで、本件公正証書上の第1回目の分割弁済の期日である平成6年9月20日以降、Yによる支払いが行われなかったため、Xは、Yに対して、平成26年8月27日、X・Y間の「消費貸借契約」に基づき、その分割弁済額である1000万円及び約定の遅延損害金の支払いを求めて、訴えを提起した。

(その後、Xは第一審において、訴えの変更により、請求原因に関する主張を「連帯保証契約」(以下、本件保証契約という)の締結へと変更した¹⁾。)

上記事実関係等の下で、Yは、一方で、本件公正証書によって合意されたのは貸金債務であること、また、Yは実際に1億1000万円を借り入れておらず、Aの債務を連帯保証しないこともX・Y間で相互に了解していたため、虚偽表示により無効であることを主張し、他方で、Yが期限の利益を喪失した平成6年9月21日から本訴提起までXは本件の請求権を行使していなかったため、同日から10年を経過した平成16年9月20日の経過をもって消滅時効が完成したことを主張した。これに対して、Xは、本件支払督促の確定により平成16年9月1日に消滅時効が中断した旨を主張した。

第一審(東京地判平成27年6月25日 金判1517号21頁)は、本件公正証書は、XのYに対する貸金債務に関するものであり、Yとの間の連帯保証契約に関するものではない、という理由から、X・Y間の本件保証契約の成立を否定した。

控訴審(東京高判平成28年2月4日 金判1517号19頁)は、本件支払督促は本件公正証書の記載と同一内容の貸金債権を請求債権としたものであるところ、本件公正証書は、貸し付けに係るAの債務の一部につき連帯保証する趣旨で作成されたものであって、本件支払督促は、要するに本件公正証書に基づくXのYに対する債権を行使するものであるから、上記貸金債権の権利主張は、本件保証契約に基づく保証債務履行請求権の権利主張の一手段、一態様とみることができる。そうすると、本件支払督促は、本件保証契約に基づく保証債務の履行を求める旨の支払督促に準ずるものとして上記保証債務履行請求権について消滅時効の中断の効力を生ずると判断して、Xの請求を認容した。これに対して、Yが上告受理申立てをした。

[判決要旨]

破棄自判

本件公正証書には、YがXから1億1000万円を借り受けた旨が記載されてい

1 酒井一「判批」法教442号127頁(2017年)、金判1517号16頁(匿名コメント)は、本文のような訴えの変更の理由として、Xが公正証書及び確定した仮執行宣言付支払督促という債務名義で強制執行を申し立てたとしても、いずれも、XのYに対する貸金債権を表章しており、実体を反映していないため、請求異議訴訟における敗訴が見込まれていたためと指摘する。

るものの、本件公正証書は、上記の借受けを証するために作成されたのではなく、本件保証契約の締結の趣旨で作成されたというのである。しかるに、Xは、本件支払督促の申立てにおいて、本件保証契約に基づく保証債務の履行ではなく、本件公正証書に記載されたとおりYがXから金員を借り受けたとして貸金の返還を求めたものである。上記の貸金返還請求権の根拠となる事実、本件保証契約に基づく保証債務履行請求権の根拠となる事実と重なるものではなく、むしろ、本件保証契約の成立を否定するものにほかならず、上記貸金返還請求権の行使は、本件保証契約に基づく保証債務履行請求権を行使することとは相容れないものである。そうすると、本件支払督促において貸金債権が行使されたことにより、これとは別個の権利である本件保証契約に基づく保証債務履行請求権についても行使されたことになると評価することはできない。したがって、本件支払督促は、上記保証債務履行請求権について消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。

[検討]

1 問題の所在

本件事案は、形式的には、X Y当事者間における公正証書による債務弁済契約が締結されているものの、その実体は、訴外Aを主債務者とするX Y間の連帯保証契約の締結であった。このように、連帯保証の趣旨で債務弁済契約書や消費貸借契約書を交わすことは、実務上散見される²。そして、上記の権利関係の下で、Xが貸金の支払いをYに督促した場合、実体である連帯保証債務履行請求権の消滅時効を中断するか否かが問題となる。

2 支払督促及び裁判上の請求の時効中断効に関する判例学説の見解

本件におけるXにより提起された貸金債務の支払督促は、民訴法392条に規定する期間内に仮執行の宣言申立てをすることにより、時効中断の効力が認められており（現行民150条）、改正法においても、時効の完成猶予・更新事由として挙げられている（147条1項2号、同条2項）。

学説は、支払督促に時効中断効が認められる理由について、その申立てが、訴えの提起に擬制されたり、あるいは、それ自体が確定判決と同一の効力を有する点で「裁判上の請求」と同様であると説明する³。では、裁判上の請求が時

2 水野信次「判批」銀法21 818号66頁（2017年）。

効の中断事由と解される理論的根拠は何か。学説は、この問題を時効制度の存在理由に依拠しつつ論じてきた。すなわち、権利行使説は、時効の存在理由のうち、「権利のうえに眠れる者を保護しない」、あるいは、「永続的事実関係の保護」を根拠に、時効中断は、「権利の上に眠れる状態を破る事実の発生」であり、その表明は一定の形式で現れる必要があると解した上で、裁判上の請求はその主要なものと説明する⁴。

他方、権利確定説は、時効の存在理由のうち、「長期間の経過による立証困難からの当事者の救済」を重視しつつ、時効中断とは、判決による権利の確定と解するため、裁判上の請求が中断事由となる⁵。

この問題についての判例の立場は明らかではないが、判例は権利行使説に依拠すると解する見解⁶、あるいは、「判例は、権利主張の一態様とみなしうる場合か実質的に権利が確定される場合かの二観点が混在しており、前者の観点到傾斜しつつも、なお折衷説」と評価する見解⁷などが存在する。

3 時効中断の客観的範囲についての判例・学説

本件事案は、公正証書に表章された債権（貸金債権）の裁判上の権利行使に

3 四宮和夫＝能見善久『民法総則 [第9版]』462頁（弘文堂 2018年）。河上正二『民法総則講義』544頁（日本評論社 2007年）も支払督促のプロセスが裁判上の請求に比肩すると述べている。

4 我妻栄『民法判例評釈Ⅰ』134頁（一粒社 1965年）、同「確認訴訟と時効中断」『民法研究Ⅱ』217頁以下（有斐閣 1966年）、同『新訂 民法総則』457頁以下（岩波書店 1965年）。同様の立場として、伊藤眞『民事訴訟法第3版4訂版』195頁以下（有斐閣 2005年）、兼子一原著、松浦馨＝新堂浩司ほか『条解民事訴訟法 [第2版]』854頁（弘文堂 2011年〈竹下守夫＝上原敏夫執筆〉）。

5 山田正三『判例批評民事訴訟法第1巻』338頁以下（弘文堂書房 1923年）、川島武宣『民法総則』437頁以下（有斐閣 1965年）、兼子一『新修民事訴訟法体系 増訂版』178頁（酒井書店 1963年）、川島武宣編『注釈民法(5)』66頁（有斐閣 1967年〈川島武宣・岡本坦〉）等。さらに、時効中断に必要な権利関係の確定は必ずしも既判力による必要はなく、争点効でも足りるという立場（石田穰「裁判上の請求と時効中断—時効中断と争点効—」法協90巻10号49頁以下〈1973年〉等）なども存在する。

6 草野元己「判批」判評489号213頁（1999年）。

7 平田健治「判批」リマークス20号12頁（2000年）。安達三季生「判批」判評122号34頁（1969年）も、判例は、両説を選択的もしくは併合的に援用して裁判上の請求を拡張解釈してきたと述べる。

より、実体的権利（保証債務履行請求権）について消滅時効の中断が生じるかが争われたものであり、時効中断の客観的範囲が問題となる。

かつての判例は、時効中断事由としての裁判上の請求について、(1)権利者自らによる積極的な訴えの提起であると同時に、(2)当該権利自体を訴訟物としている、という二要件を満たさなければならないと厳格に解していた。しかし、その後の判例は、(1)の要件については、相手方が提起した債務不存在確認訴訟、あるいは、請求異議訴訟において、債権の存在を主張して勝訴することを「裁判上の請求に準ずるもの」として認めるに至り⁸、(2)についても、債権の一部請求の訴えによる残部の時効中断⁹、及び、訴訟物として主張された権利とは別個の権利についての時効中断が生じることを容認するに至った¹⁰。本件事案は、要件(2)の中でも、特に、後者に属する問題である。このため、以下においては、この問題についての判例の立場を整理する¹¹。

まず、この問題に関する従来の判例は、①基礎的法律関係の主張により派生関係にある権利に時効中断効が生じることを認めてきた。すなわち、[1]大判昭和5年6月27日民集9巻619頁は、保険契約存在確認の訴えが、保険事故の発生に基づく保険金請求権の消滅時効を中断することを認めたが、このことは、保険契約という基礎的法律関係の主張が、それと派生関係にある権利（保険金請求権）について中断効を生ずることを容認したものである。その一方で、

8 前者について、大判昭和14年3月22日民集18巻238頁、後者について、大判昭和17年1月28日民集21巻37頁。

9 最判昭和45年7月24日民集24巻7号1177頁は、一部請求の趣旨が明示されていない場合について、債権の同一性の範囲内において債権全部について時効中断効を認めた。また、最判昭和34年2月20日民集13巻2号209頁は、上記の趣旨が明示されている場合には、中断の効力は、その一部の範囲にのみ生じると判示したが、最判平成25年6月6日民集67巻5号1208頁は、残部に裁判上の請求に準ずる時効中断効を認めることはできないものの、「裁判上の催告」としての効力を認めた。

10 松久三四彦『時効制度の構造と解釈』74頁（有斐閣 2011年）は、ある請求権に対する中断行為ないしその請求権の存在を前提としたうえで、その請求権を密接な関連をもつ他の請求権の消滅時効も中断するか否かという問題を「付随的中断」と称し、「裁判上の催告」の有無を中断の基準とする。

11 今日までの判例の詳細な分析については、松久三四彦「本件判批」リマークス56号10頁以下（2018年）、米倉暢大「本件判批」金法2076号24頁以下（2017年）等を参照。

判例は、②ある権利の行使が、その基礎となっている権利の時効中断を生じさせることも容認している。例えば、[2] 大判昭13年5月11日民集17巻901号は、土地所有者が提起した土地の登記名義人に対する登記抹消請求の訴えが、登記名義人による当該土地の取得時効を中断することを認めた。

その他、判例は、③訴訟物となっている権利と手段目的関係にあり同一の給付を目的としている権利の時効中断（[3] 最二判昭和62年10月16日民集41巻7号1497頁 手形金請求の訴え提起による原因債権の消滅時効中断）、④訴訟物となっている権利と基本的な請求原因事実を同じくして、経済的に同一の給付を目的とする権利の消滅時効中断（[4] 最一判平10年12月17日最判集民190号889頁 金員の着服を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の係属による着服金員相当額の不当利得返還請求権の消滅時効中断）、⑤訴訟物となっている権利の前提となっている権利の消滅時効中断（[5] 最三判昭43年12月24日裁判集民93号907頁 農地の所有権移転登記手続請求権の訴え提起による農地法3条の許可申請手続請求権の消滅時効中断）を肯定、ないしは、裁判上の催告の効果を容認している¹²。

以上のような判例の立場は、当事者が同一で、訴訟物としての権利主張が当該権利の主張の一態様、一手段とみられるような牽連関係があるか、その存在が実質的に確定される結果となるようなときは、「裁判上の請求」に準ずるものとして、訴訟物となっていない権利についても時効中断を認めるものと解されている¹³。さらに、学説は、判例の分析を通じて、この問題について時効中断効を認めるための判断基準として、①当面の権利主張行為がなされている手

12 [4][5] 判例は、裁判上の催告の効力を認めたものである。

13 篠原勝美「判批」『最高裁判所判例解説民事篇 昭和62年度』639頁、山地修「判批」曹時68巻3号865頁。さらに、本判決の評釈である中村肇「判批」金法1535号11頁以下（2018年）は、本文中の「牽連関係」にさらなる分析を加えて、①権利Aの行使と権利Bの行使との実質的同一性の程度の判断に際して両権利の牽連性が問題となる事例（同一型）、②権利Aと権利Bとが実質的に同一とはいえないが、一方の存否が他方の存否に影響を与えるという意味で両権利の牽連性が問題となる類型（非同型）に分類した上で、(i)当事者の同一性の下で、①においては、(ii)両権利の経済的同一性、及び(iii)両権利の牽連性が時効中断の判断基準となり、②においては、(ii)は認められないものの、(iii)が時効中断の判断においてより重視されていると分析する。

続きと当事者が同じである、②時効を中断させるべき権利が、当面の権利主張行為においても合わせて主張されていることが客観的に是認できる、③当面の権利主張行為とは別にする時効中断手続の着手・追行を期待することが法律上または事実上、合理性を欠くと認められる、という三要件を提示している¹⁴。

4 本判決の検討

本件の第一審では、実質的な保証契約の存在を端的に否定したのに対して、原審は、本件公正証書による当事者（特にX）の企図は、YがAの債務を担保（連帯保証）するところにあると認定した上で¹⁵、本件公正証書上の貸金債権の支払督促は、公正証書に基づくXのYに対する債権を請求するものであり、貸金の権利主張は、本件保証契約履行請求権の権利主張の一手段、一態様とみることができる、という理由から、保証債務履行請求権の消滅時効が中断することを認めた¹⁶。しかし、本判決は、原審と同様に本件事案における公正証書作成時点の当事者の意図に着目した上で保証契約の成立を肯定するものの、Xの支払い督促の申立ては、公正証書に記載された貸金の返還を求めるものであり、その基本的事実関係と保証契約の存在は両立し得ないという点に着目し¹⁷、本件保証契約に基づく保証債務履行請求権の行使とは相容れないものと判断した。このように、本判決は、両債権の基本的事実関係に着目した上で両者の関係を論じているが、同様の視点は、従来の判例の中でも、例えば、④の類型に

14 山野目章夫「判批」判評443号201頁以下（1996年）、同「求償債権と原債権の関係—相互性仮説の検証—」ジュリ1105号140頁以下（1997年）。

15 YによるAの債務の担保の意図を「連帯保証」と認定した所以について、大澤慎太郎「判批」ジュリ1518号76頁（2017年）は、Xが請求原因を「連帯保証契約」の締結としており、且つ、本件事案においては、Yを「債務者」とする提案内容が保証人とする趣旨と考えられたためと分析する。

16 このような原審の判断については、香川崇「判批」新・判例解説Watch22巻72頁注08（2018年）は、裁判上の請求による中断の客観的範囲に関する判例に対する調査官解説（田中永司・最判解民事昭和38年度〈1963年〉270頁等）に影響を受けたものではないか、指摘する。

17 貸金返還請求権の場合には、Y自身が金員を借受けたという事実を前提とするものであり、保証債務履行請求権の場合には、Aが金員を借り受けたという事実を前提とする（秋山靖浩「判批」法教442号125頁〈2017年〉）。白石大「判批」民商153巻6号208頁（2018年）も、同一の貸金について、Yが主債務者であり、且つ、保証人であることは考えにくいと述べている。

において見受けられるところである。すなわち、上記の〔4〕判決は、不法行為に基づく損害賠償請求権と訴え変更後の不当利得返還請求権は、基本的な請求原因事実を同じくするものであり、且つ、経済的に同一の給付を目的とする関係にあるという点に着目した上で、前者の損害賠償を求める訴えの提起により、同額の着服金相当額の不当利得返還請求権行使の意思が継続的に表示されると判断し、第一審口頭弁論期日において、不当利得返還請求を追加したことにより、時効中断を認めた。しかし、本件事案の場合には、貸金返還請求権の根拠となる事実、保証契約に基づく保証債務履行請求権の根拠となる事実と「重なるものですらく、むしろ、保証契約の成立を否定する」という関係にあるため、〔4〕判決と結論を同じくすることはできなかつたといえよう¹⁸。

また、両債権の併存を認めることができない本件事案の場合には、上記の3で言及したような時効中断の判断基準にあてはめてたとしても、本件のような貸金の支払督促を保証債務履行請求権の主張の一態様、一手段と解したり、保証債務履行請求権が、貸金の支払督促により合わせて主張されていると認定することは困難である。

なお、本判決は、平成6年に作成された債務弁済契約公正証書を前提とした上で、その実体である保証債務履行請求権の時効中断が争われたものであるため、その現在及び将来的意義について検討する必要がある。すなわち、平成29年の民法改正を契機に、支払督促は、裁判上の請求と共に完成猶予・更新事由（改正147条）として明記されることとなった。しかし、このような新制度の導入は、従来の時効中断の客観的範囲についての判例理論を変更するものとは考えにくい¹⁹。

さらに、本件事案の実体と解された保証についても、平成16年の民法改正を通じて書面の交付が効力要件とされ（446条2項）、さらに、平成29年の民法改正により、事業にかかる債務の第三者保証は、保証契約締結に先立ち主たる債務の債権者及び債務者等を明記した公正証書を作成することが効力要件となつ

18 もっとも、松久・前掲注(11)13頁は、本件支払督促に継続的な催告としての暫定的中断効を認める余地があることを示唆している。

19 香川・前掲注(16)71頁。平野裕之『コア・テキスト民法I〔第2版〕』304頁以下（新世社 2017年）においても、従来の時効中断の範囲についての議論は、完成猶予に多くを流用できると述べている。

ている（改正465条の6第2項1号イ、ロ）²⁰。したがって、将来的には、同条の内容を記載した公正証書が作成されていない第三者保証を認定する余地は少なくなるとも考えられる。もっとも、本判決の内容は、公正証書に表章された権利と実体的な権利に齟齬がある場合における時効中断についての一事例として、今後も意義を有するものといえよう。

（本稿は、駿河台大学法学会若手研究者支援プログラムの成果の一部である）

20 原審は、主たる債務は、Aが予定している地上げに必要な資金の貸付けと認定しつつ、A及びYの関係については、保証債務の額が高額であることを根拠にプライベートな関係を否定するものの、共同で事業を行う関係（改正465条の9第3号）の有無について言及していない。